

第17号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

福祉の進展のために役立てていただきたいと寄贈を受けた寄附金について、「社会福祉基金」として基金形成を図るため、条例の一部改正を行う。

1. 基金の内容・目的

(1) 増額する基金

〔基金の名称〕	社会福祉基金
〔現行の額〕	30,000,000円
〔改正後の額〕	108,085,788円（78,085,788円増額）
〔目的〕	福祉の進展のため

(2) 設置する基金

〔基金の名称〕	高齢者福祉基金
〔基金の額〕	3,000,000円
〔目的〕	高齢者福祉の進展のため

2. 基金設置の根拠

地方自治法第241条第1項

3. 条例の一部改正

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

新旧対照表は次ページのとおり

施行日 公布の日

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○品川区社会福祉基金条例 昭和52年8月1日条例第23号			○品川区社会福祉基金条例 昭和52年8月1日条例第23号		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
基金の名称	基金の目的	基金の額	基金の名称	基金の目的	基金の額
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円	武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円	富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円
越村いち社会福祉基金		5,000,000円	越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円	村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円	城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円
矢部久子高齢者用社会福祉基金		10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額	矢部久子高齢者用社会福祉基金		10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額
社会福祉基金		<u>108,085,788円</u> から第5条の規定により処分した額を減じた額	社会福祉基金		<u>30,000,000円</u> から第5条の規定により処分した額を減じた額
障害者福祉基金		50,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額	障害者福祉基金		50,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額
<u>高齢者福祉基金</u>		<u>3,000,000円</u> から第5条の規定によ			

改正後			改正前		
		り処分した額を減じた額			
付 則 この条例は、公布の日から施行する。					